

# 福岡県公報

平成二十九年十二月二十六日  
第三千九百五十四号  
増刊 ②

## 目次

規 則 (第五十七号・五十八号)

○地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例施行規則

(税 務 課) ……………一

○福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規

則 (医療指導課) ……………九

## 企 業 局

○福岡県企業局認証局利用規程を廃止する規程 (企業局管理課) ……………一四

○福岡県企業局の情報処理に関する規程の一部を改正する規程 (企業局管理課) ……………一四

## 規 則

地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

福岡県知事 小川 洋

## 福岡県規則第五十七号

地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例施行規

則

(趣旨)

**第一条** この規則は、地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例(平成二十九年福岡県条例第三十八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(権限の委任)

**第二条** 知事は、条例に規定する不動産取得税の課税免除に関する知事の権限に属する事務のうち、次の表の下欄に掲げる福岡県税務所の所管区域(福岡県税務所設置条例(昭和二十五年福岡県条例第三十七号)第二条に規定する所管区域をいう。)に不動産取得税の納税地があるものを同表上欄に掲げる福岡県税務所の長に委任する。

福岡県博多県税事務所	福岡県博多県税事務所
福岡県東福岡県税事務所	福岡県東福岡県税事務所
福岡県西福岡県税事務所	福岡県西福岡県税事務所
福岡県筑紫県税事務所	福岡県筑紫県税事務所
福岡県北九州東県税事務所	福岡県北九州東県税事務所
福岡県北九州西県税事務所	福岡県行橋県税事務所
福岡県飯塚・直方県税事務所	福岡県飯塚・直方県税事務所
福岡県久留米県税事務所	福岡県田川県税事務所
	福岡県久留米県税事務所
	福岡県大牟田県税事務所
	福岡県筑後県税事務所

(課税免除の手続等)

**第三条** 条例第二条第二項の規定による申請は、促進区域における不動産取得税の課税免除申請書(様式第一号)により行うものとする。

**2** 条例第二条第三項の規定による通知は、促進区域における不動産取得税の課税免除の申請に対する決定通知書(様式第二号)により行うものとする。

(徴収猶予に係る通知)

**第四条** 条例第三条第二項の規定による通知は、同条第一項の規定による徴収の猶予をしたときあつては促進区域における不動産取得税の徴収猶予決定通知書(様式第三号)、同項の規定による徴収の猶予をしないこととしたときあつては促進区域における不動産取得税の徴収猶予をしない旨の通知書(様式第四号)により行うものとする。

2 条例第四条第二項の規定による通知は、促進区域における不動産取得税の徴収猶予取消通知書（様式第五号）により行うものとする。

（還付の手続）

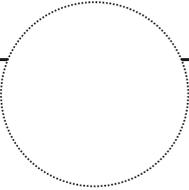
**第五条** 条例第五条第一項の申請は、促進区域における不動産取得税の還付申請書（様式第六号）により行うものとする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)  
受付印

課 税 番 号	課税年度

 年 月 日 福岡県 _____ 県税事務所長 殿	申 請 者 所 在 地 (住 所)										
	フリガナ										
	法人名及び 代 表 者 名 (氏 名)										
	個人番号又 は法人番号 (右詰で記載)										

促進区域における不動産取得税の課税免除申請書

下記不動産に係る不動産取得税について、地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例第 2 条第 1 項の規定の適用を受けたいので、同条第 2 項の規定により申請します。

不動産の種類、構造、用途及び規模	土 地 家 屋	㎡
不 動 産 の 所 在 地		
不 動 産 の 取 得	年	月 日
家屋の建設に着手する予定	年	月 日

摘 要

- (注) 1 この申請書は、不動産取得税申告書(福岡県税条例施行規則第77号様式)と同時に提出してください。なお、提出の際は、次の書類を添付してください。
- (1) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請書(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十七条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令様式第1)の写し
  - (2) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条の規定に基づく確認書(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準様式)の写し
  - (3) 取得不動産が建物の場合は、設置した建物の各階平面図(対象部分が明示されたもの)及び建物図面(土地を併せて取得した場合)
  - (4) 取得不動産が土地の場合は、当該土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に対象施設である建物の建設に着手することが認められる書類
  - (5) その他県税事務所長が必要と認める書類
- 2 対象施設を設置した日の属する事業年度(年)の確定申告後、速やかに次の書類を提出してください。
- (1) 法人にあっては減価償却明細書(法人税法施行規則別表16)の写し、個人にあってはこれに代わるもの
  - (2) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく平成 年度における承認地域経済牽引事業計画の実施状況報告書(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十七条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令様式第3)の写し(対象施設を設置した日の属する事業年度(年)に係るもの)
  - (3) 対象施設等の整備に係る投資額の内訳を記載した書面
  - (4) その他県税事務所長が必要と認める書類

様式第 2 号 (第 3 条関係)

第 号  
年 月 日

促進区域における不動産取得税の課税免除の申請に対する決定通知書

様

福岡県

県税事務所長



年 月 日付けで地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例第 2 条第 1 項の規定の適用に係る申請があった不動産取得税について、下記のとおり（下記理由により）同項の規定を適用する（しない）こととしたので、同条第 3 項の規定により通知します。

課 税 番 号	課 税 年 度	免 除 を し た 税 額
		円

理 由

教 示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
 （1）審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。  
 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
 （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 様式第 3 号 (第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

## 促進区域における不動産取得税の徴収猶予決定通知書

様

印

福岡県

県税事務所長

年 月 日付で地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例第 2 条第 1 項の規定の適用に係る申請があった不動産取得税について、下記のとおり徴収の猶予をすることとしたので、同条例第 3 条第 2 項の規定により通知します。

課 税 番 号	課税年度	徴 収 猶 予 金 額	徴 収 猶 予 期 間
		円	から まで

理 由

## 教示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、次の (1) から (3) までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 4 号 (第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

促進区域における不動産取得税の徴収猶予をしない旨の通知書

様

福岡県

県税事務所長

印



年 月 日付で地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例第 2 条第 1 項の規定の適用に係る申請があった不動産取得税 (課税番号 課税年度 ) について、下記の理由により徴収の猶予をしないこととしたので、同条例第 3 条第 2 項の規定により通知します。

理 由

教 示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県知事となります。) この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
 ただし、次の (1) から (3) までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても判決がないとき。  
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求に対する判決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 様式第 5 号 (第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

促進区域における不動産取得税の徴収猶予取消通知書

様

福岡県

県税事務所長

印

年 月 日付けで徴収の猶予をすることとした不動産取得税について、下記のとおり徴収の猶予を取り消すこととしたので、地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例第 4 条第 2 項の規定により通知します。

課 税 番 号	課税年度	徴収猶予取消金額	徴 収 猶 予 期 間
		円	から まで

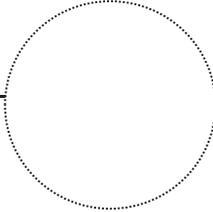
理 由

教示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
（1）審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。  
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 6 号 (第 5 条関係)

受付印



年 月 日

福岡県

\_\_\_\_\_ 県税事務所長 殿

申 請 者  
所 在 地  
(住 所)

フリガナ

法人名及び  
代 表 者 名  
(氏 名)

印

電話

個人番号又  
は法人番号  
(右詰で記載)

促進区域における不動産取得税の還付申請書

下記不動産取得税について、地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例第 5 条第 1 項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により申請します。

課税番号	課税年度	納付税額	納付年月日	還付申請額
		円		円

摘 要

福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十八号

福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則（平成二十二年福岡県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「産科、小児科、外科（脳神経外科及び整形外科等の外科標榜科を含む。）、「麻酔科及び救命救急」を「外科、小児科、産婦人科、救急科、麻酔科その他知事が必要と認める診療科等」に改める。

第十八条を第十九条とする。

第十七条第一項中「様式第二十二号」を「様式第二十三号」に、「様式第二十三号」を「様式第二十四号」に改め、同条第二項中「あつたときは、」の下に「福岡県地域医療医師奨学金変更届出書（様式第二十五号）に」を加え、同条第三項中「様式第二十四号」を「様式第二十六号」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条第一項中「様式第十九号」を「様式第二十号」に改め、同条第二項中「様式第二十号」を「様式第二十一号」に、「様式第二十一号」を「様式第二十二号」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条第四項中「就労証明書」の下に「（様式第十八号）」を加え、同条第五項中「様式第十八号」を「様式第十九号」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条を第十五条とする。  
第十三条第一項中「第十五条第五項」を「第十六条第五項」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とし、第四条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の一条を加える。

（貸与の資格）

第四条 条例第三条第五号イに規定する規則で定める者は、県外に住所を有する者であ

つて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 奨学金を受けようとする者が未成年であるときは、その者の親権者又は後見人が県内に住所を有している者

二 奨学金を受けようとする者が成年であるときは、その者が満二十歳となる日の前日においてその者の親権者又は後見人であった者が県内に住所を有している者

様式第一号中「（第7条関係）」を「（第8条関係）」に、「第7条」を「第8条」に改める。

様式第二号中「（第7条関係）」を「（第8条関係）」に改める。

様式第三号及び様式第四号中「（第8条関係）」を「（第9条関係）」に、「第8条」を「第9条」に改める。

様式第五号中「（第9条関係）」を「（第10条関係）」に改める。

様式第六号中「（第11条関係）」を「（第12条関係）」に、「第11条第一項」を「第12条第一項」に改める。

様式第七号中「（第11条関係）」を「（第12条関係）」に、「第11条第二項」を「第12条第二項」に改める。

様式第八号中「（第12条関係）」を「（第13条関係）」に、「第12条第一項」を「第13条第一項」に改める。

様式第九号及び様式第十号中「（第12条関係）」を「（第13条関係）」に、「第12条第二項」を「第13条第二項」に改める。

様式第十一号中「（第13条関係）」を「（第14条関係）」に、「第13条第二項」を「第14条第二項」に改める。

様式第十二号及び様式第十三号中「（第13条関係）」を「（第14条関係）」に、「第13条第三項」を「第14条第三項」に改める。

様式第十四号中「（第15条関係）」を「（第16条関係）」に、「第15条第一項」を「第16条第一項」に改める。

様式第十五号及び様式第十六号中「（第15条関係）」を「（第16条関係）」に、「第15条第二項」を「第16条第二項」に改める。

様式第十七号中「（第15条関係）」を「（第16条関係）」に、「第15条第三項」を「第16条第三項」に改める。

様式第十八号中「（第15条関係）」を「（第16条関係）」に、「第15条第三項」を「第16条第三項」に改める。

様式第二十四号中「(第17条関係)」を「(第18条関係)」に、「第17条第3項」を「第18条第3項」に改め、同様式を様式第二十六号とし、同様式の前に次の様式を加える。

## 様式第25号(第18条関係)

## 福岡県地域医療医師奨学金変更届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

貸与番号

氏 名

印

住 所

電話番号

下記のとおり変更しましたので、福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則第18条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

## 記

1 変更した事項

2 変更年月日

年 月 日

3 変更した内容

4 変更した理由

関係書類:事実を証する書類

様式第二十三号中「(第17条関係)」を「(第18条関係)」に、「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同様式を様式第二十四号とする。

様式第二十二号中「(第17条関係)」を「(第18条関係)」に、「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同様式を様式第二十三号とする。

様式第二十一号中「(第16条関係)」を「(第17条関係)」に、「第16条第2項」を「第17条第2項」に改め、同様式を様式第二十二号とする。

様式第二十号中「(第16条関係)」を「(第17条関係)」に、「第16条第2項」を「第17条第2項」に改め、同様式を様式第二十一号とする。

様式第十九号中「(第16条関係)」を「(第17条関係)」に、「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同様式を様式第二十号とする。

様式第十八号中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に、「第15条第5項」を「第16条第5項」に改め、同様式を 様式第十九号とし、同様式の前に次の一様式を加える。

## 様式第18号(第16条関係)

## 就労証明書

貸与番号

住 所

氏 名

年 月 日生

上記のものは、年 月 日から 年 月 日  
( まで・現在 ) 当 において医療業務に従事して ( いる・いた )  
ことを証明する。

なお、休職若しくは長期休暇の期間は以下のとおりである。

年 月 日 から 年 月 日まで  
[ 理由 : ]

年 月 日 から 年 月 日まで  
[ 理由 : ]

平成 年 月 日

病院等名

管理者名

印

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の規定は、平成二十九年六月三十日以後に奨学金の貸与を開始する者について適用し、同日前に奨学金の貸与を開始した者については、なお従前の例による。

企 業 局

福岡県企業局認証局利用規程を廃止する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

福岡県企業管理者 家 守 良 明

福岡県企業局管理規程第二号

福岡県企業局認証局利用規程を廃止する規程

福岡県企業局認証局利用規程（平成十五年二月福岡県企業局管理規程第四号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

福岡県企業局の情報処理に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

福岡県企業管理者 家 守 良 明

福岡県企業局管理規程第三号

福岡県企業局の情報処理に関する規程の一部を改正する規程

福岡県企業局の情報処理に関する規程（平成十五年一月福岡県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成十一年福岡県訓令第十号」を「平成二十四年福岡県訓令第一号」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。